

秋 田 市 公 報

あきた

第1222号

令和8年09月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

規則

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第47号）	4
秋田市財務規則の一部を改正する規則	財政課（第48号）	5
秋田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	保護第二課（第49号）	6
秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	福祉総務課（第50号）	8
予防接種の実費徴収に関する規則の一部を改正する規則	健康管理課（第51号）	10
秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	観光振興課（第52号）	11
租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則	都市計画課（第53号）	12

告示

地縁による団体の認可について	生活総務課（第249号）	13
医療給付を委託する機関の変更について	子ども健康課（第250号）	15
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課（第251号）	16
指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第252号）	17
地方税法に基づく公示送達について	市民税課（第253号）	19
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および再開について	保護第一課（第254号）	20
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第255号）	21
地方税法に基づく公示送達について	納税課（第256号）	22
地方税法に基づく公示送達について	市民税課（第257号）	23

地方税法に基づく公示送達について	国保年金課（第258号）	24
地方税法に基づく公示送達について	後期高齢医療課（第259号）	25
令和8年の特定計量器定期検査の実施について	市民相談センター（第260号）	26
特定計量器定期検査手数料に係る公金事務の委託について	市民相談センター（第261号）	28
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第262号）	29
都市計画の変更について	都市計画課（第263号）	31
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第264号）	32
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課（第265号）	33
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第266号）	34
地縁による団体の認可について	生活総務課（第267号）	35
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について	保護第一課（第268号）	37
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第269号）	39
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第270号）	40
地縁による団体の認可について	生活総務課（第271号）	41
指定公金事務取扱者への委託について	千秋美術館（第272号）	43

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第10号）	44
-----------------	----------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第10号）	45
----------------	----------------	----

上下水道局告示

地方税法に基づく公示送達について	上下水道局お客様センター（第8号）	46
秋田市指定排水設備工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第9号）	47
秋田市指定給水装置工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第10号）	48

公告

令和8年7月19日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人について	秋田駅東地区土地区画整理工 事事務所	49
都市計画法に基づく土地の有償譲渡に係る届出に関する公告	都市計画課	50
認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について	生活総務課	51
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	53
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	54
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	55

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第47号

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則（平成31年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「農地利用最適化交付金事業実施要綱」を「農地利用最適化推進事業実施要綱」に、「交付金（以下「交付金」を「補助金（以下「補助金」に改める。

第3条第1項、第4条および第7条中「交付金」を「補助金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の規定は、令和8年度以後の年度分の年額の報酬について適用する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第48号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第173条の 6」を「第173条の 7」に改める。

第245条中「第243条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第243条の 2 の 9 第 1 項後段」に改め、同条第 1 号中「第243条の 2 の 8 第 1 項第 1 号」を「第243条の 2 の 9 第 1 項第 1 号」に改める。

第246条中「第243条の 2 の 8 第 1 項各号」を「第243条の 2 の 9 第 1 項各号」に改める。

第247条中「第243条の 2 の 8 第 3 項」を「第243条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

秋田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第49号

秋田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

秋田市生活保護法施行細則（平成 9 年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「生活保護法による保護（変更）申請書」を「生活保護法による保護申請書」に改め、同条第 2 項第 2 号を次のように改める。

（2）家賃・間代・地代証明書

第 5 条中「保護決定（変更）通知書」を「保護開始決定通知書もしくは保護変更決定通知書」に、「保護廃止（停止）決定通知書」を「保護廃止決定通知書又は保護停止決定通知書」に改める。

第 7 条（見出しを含む。）中「資料提供等依頼書」を「調査依頼書」に改める。

第 9 条第 2 項中「保護決定（変更）通知書又はこれ」を「保護開始決定通知書もしくは保護変更決定通知書又はこれら」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（書類の提出等）

第15条 次の表の左欄に掲げる法および省令の規定に基づく申請書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	法第41条第 2 項	保護施設設置認可申請書
(2)	法第41条第 5 項	保護施設変更認可申請書
(3)	法第42条	保護施設休止（廃止）認可申請書

(4)	法第48条第4項	入所被保護者状況変更届
(5)	省令第18条の4第1項	就労自立給付金申請書
(6)	法第55条の4第1項	就労自立給付金決定調書
(7)		就労自立給付金決定通知書
(8)	省令第18条の9第1項	進学・就職準備給付金申請書
(9)	法第55条の5第1項	進学・就職準備給付金決定調書
(10)		進学・就職準備給付金支給決定通知書
(11)		進学・就職準備給付金不支給決定通知書
(12)	法第78条の2第1項および第2項	生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

附 則

この規則は、令和8年9月28日から施行する。

秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第50号

秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（変更）申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付申請書」に改め、同条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 家賃・間代・地代証明書

第 5 条中「支援給付・配偶者支援金決定（変更）通知書」を「支援給付・配偶者支援金開始決定通知書もしくは支援給付・配偶者支援金変更決定通知書」に、「支援給付・配偶者支援金廃止（停止）決定通知書」を「支援給付・配偶者支援金廃止決定通知書又は支援給付・配偶者支援金停止決定通知書」に改める。

第 7 条（見出しを含む。）中「資料提供等依頼書」を「調査依頼書」に改める。

第 9 条第 2 項中「支援給付・配偶者支援金決定（変更）通知書又はこ

れ」を「支援給付・配偶者支援金開始決定通知書もしくは支援給付・配偶者支援金変更決定通知書又はこれら」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（書類の提出）

第15条 次の表の左欄に掲げる保護法の規定に基づく申請書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	保護法第41条第2項	保護施設設置認可申請書
(2)	保護法第41条第5項	保護施設変更認可申請書
(3)	保護法第42条	保護施設休止（廃止）認可申請書
(4)	保護法第48条第4項	入所被支援者状況変更届
(5)	保護法第78条の2第1項および第2項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

附 則

この規則は、令和8年9月28日から施行する。

予防接種の実費徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第51号

予防接種の実費徴収に関する規則の一部を改正する規則

予防接種の実費徴収に関する規則（昭和36年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条」を「第52条」に改める。

第 3 条中「、国が指定するものを除くほか」を削り、「第33条」を「第35条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第52号

秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例（令和 8 年秋田市条例第 6 号）の施行期日は、令和 8 年 9 月 26 日とする。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第53号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（昭和55年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 6 号中「第13条の 3 第 8 項第 2 号ロ又は第21条の19第 9 項第 2 号ロ」を「第13条の 3 第 9 項第 2 号ロ又は第21条の19第10項第 2 号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月3日

秋田市長 沼 谷 純

1 名称

上通平成会

2 規約に定める目的

この会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 八柳神明神社の維持管理および祭事に関すること

3 区域

この会の区域は、秋田市外旭川八柳二丁目3番5号、3番17号、3番62号、3番66号、4番27号（アパートを除く。）、4番33号、4番36号、5番50号、14番16号、14番32号、14番35号、外旭川字松崎78番地、85番地1、94番地、99番地、100番地、121番地、外旭川字四百刈13番地、39番地および外旭川八幡田一丁目11番32号の区域とする。

4 主たる事務所

この会の事務所は、会長宅に置く。

5 代表者の氏名および住所

三 浦 伸一郎

秋田市外旭川八柳二丁目14番32号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任

の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和8年8月3日

秋田市告示第250号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条第1項の規定に基づき、医療給付を委託する機関を次のとおり変更したので、秋田市母子保健法施行細則（平成9年秋田市規則第32号）第4条第2項の規定により告示する。

令和8年8月4日

秋田市長 沼 谷 純

医療機関の名称	秋田厚生医療センター		
医療機関の所在地	秋田市飯島西袋一丁目1番1号		
変更事項	開設者 氏 名	変更前	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 佐々木 新
		変更後	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 柴 田 聡
変更年月日	令和8年6月30日		

秋田市告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和8年8月5日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株 式 会 社 レ ヴ ァ レ ン ス	在宅介護サ ービスステ ーションた んぽぽ広面	秋田市広面字 蓮沼20番地1 パール広面ハ イツ1F	令和8年7月31日	訪問介護

秋田市告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の2第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10および第115条の30の規定により告示する。

令和8年8月5日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 アーバン ライフサ ポート	ショートス テイもみの 樹	秋田市茨島 二丁目15番 70号	令和8年8月1日	介護予防短期 入所生活介護
株式会社 東北ショ ウエイ	ショウエイ 訪問看護ス テーション 秋田居宅介 護支援事業 所	秋田市東通 七丁目1番 1号 R K ビル2階2 号室	令和8年8月1日	居宅介護支 援、介護予防 支援
合同会社 験	訪問看護ス テーション はたはた	秋田寺内大 小路2番28 号 大小路 貸家B	令和8年8月1日	訪問看護、介 護予防訪問看 護

株式会社 フィジカルT.C	のんのこデ イサービス	秋田市寺内 堂ノ沢一丁 目8番37号	令和8年8月1日	地域密着型通 所介護
------------------	----------------	--------------------------	----------	---------------

秋田市告示第253号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年8月10日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および再開したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年8月10日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
稲庭クリニック	秋田市南通宮田15番44号	令和8年5月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
稲庭クリニック	令和8年4月30日

3 再開

事業所名称	再開年月日
神田歯科医院	令和8年5月7日

秋田市告示第255号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和8年8月12日

秋田市長 沼 谷 純

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
舟 坂 百 叶	市立秋田総合病院	脳神経内科	平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 ぼうこう又は直腸機能障害
岩 瀬 千 絵	秋田大学医学部 附属病院	眼科	視覚障害

秋田市告示第256号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年8月12日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第257号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年8月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第258号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年8月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第259号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年8月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第260号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和8年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和8年8月18日

秋田市長 沼 谷 純

1 検査対象地区、期日、時間および場所

検査対象地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
濁川・添川・仁別 山内・旭川・新藤田 広面・柳田・下北手 太平・四ツ小屋・上北手	11月9日	月	午前9時30分から正午まで	秋田市川尻若葉町1番5号 一般社団法人秋田県計量協会
			午後1時から午後3時30分まで	
大住・仁井田・御野場 御所野・下浜・勝平 向浜・桜ガ丘・桜台 大平台・山手台	11月10日	火	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
新屋・浜田・豊岩	11月11日	水	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
寺内・將軍野・飯島 金足・下新城・上新城	11月12日	木	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
土崎港 (東・西・南・北) 外旭川	11月16日	月	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
土崎港 (中央・相染) 港北	11月17日	火	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
秋田市公設地方卸売市場	11月18日	水	午前9時30分から午前11時30分まで	秋田市外旭川字待合28番地 秋田市公設地方卸売市場
雄和			午後1時30分から午後3時30分まで	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 秋田市河辺市民サービスセンター
河辺	11月19日	木	午前10時から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	

- 2 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。
- 3 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和8年11月24日から同年12月28日までとする。
- 4 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 5 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第261号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次の者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市川尻若葉町1番5号
一般社団法人秋田県計量協会
会長 森 洋
- 2 委託した公金事務に係る歳入
特定計量器定期検査手数料
- 3 指定日および契約日
令和8年8月6日

秋田市告示第262号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）
第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、
保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和8年8月18日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和8年7月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和8年8月18日から令和9年2月18日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年8月20日

秋田市長 沼谷 純

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画市街地再開発事業 秋田駅前地区第一種市街地再開発事業

2 都市計画を変更した区域

秋田市中通二丁目地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第264号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月21日

秋田市長 沼 谷 純

指定緊急避難場所

名称 下浜羽川遊園地

所在地 秋田市下浜羽川字二十町41番地2

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 480人

秋田市告示第265号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月21日

秋田市長 沼 谷 純

指定緊急避難場所

名称	下浜羽川遊園地
所在地	秋田市下浜羽川字二十町41番地2
対象	崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数	480人

秋田市告示第266号

令和8年8月31日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和8年8月24日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 名称

前郷町内会

2 規約に定める目的

この会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の親睦、発展を図り、会員の福祉の向上に寄与するとともに、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内の保安確保のための防災・消防・警備
- (2) 区域内の美化・清掃・環境の整備
- (3) 文化・教育・福祉等の向上のための諸種の催しごと
- (4) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡
- (5) 集会施設の維持管理

3 区域

この会の区域は、秋田市豊岩豊巻字内縄尻115番地、豊岩豊巻字杉ノ下、豊岩豊巻字中沢、豊岩豊巻字大日沢、豊岩豊巻字山口および豊岩豊巻字中山の区域とする。

4 主たる事務所

この会の事務所は秋田市豊岩豊巻字大日沢2番地に置く。

5 代表者の氏名および住所

佐々木 豊一

秋田市豊岩豊巻字山口141番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和8年8月25日

秋田市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年8月26日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人松寿会特定施設入居者生活介護養護老人ホーム松寿園	秋田市浜田字陳ヶ原15番地5	令和8年7月1日
ショートステイもみの樹	秋田市茨島二丁目15番70号	令和8年8月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
在宅介護サービスステーションたんぽぽ広面	秋田市広面字蓮沼20番地1 パール広面ハイツ1F	令和8年7月31日
デイサービス拓稜	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和8年6月30日
スマート・ケアプランセンター	秋田市手形新栄町4番1号	令和8年7月26日

3 変更

事業所名称	所在地		変更年月日
桜の香りケアプラン	旧	秋田市泉南三丁目20番19号AMY泉南A	令和8年8月3日
	新	秋田市牛島西三丁目4番16号	

秋田市告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年8月27日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	事業者名および 代 表 者 氏 名	指 定 年月日
31	訪問看護ステーションはたはた	秋田市寺内大小路 2番28号 大小路 貸家B	合同会社駿 代表社員 籠 林 佑 介	令和8年 9月1日

秋田市告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月27日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の名称および住所

秋田県職員消費生活協同組合 理事長 田 口 好 信
秋田市山王四丁目1番1号

2 歳入の名称

秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料

3 変更事項

代表者名を大門英明から田口好信へ変更

4 届出日

令和8年8月20日

秋田市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月28日

秋田市長 沼 谷 純

1 名称

二葉町町内会

2 規約に定める目的

この会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 会員相互の融和・親睦
- (3) 行政機関および地区団体との連絡調整
- (4) 集会施設等の維持管理
- (5) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (6) 区域内の安心・安全に関すること
- (7) その他、この会の目的達成に必要な事項

3 区域

この会の区域は、秋田市将軍野東一丁目5番（一部）、将軍野東二丁目10番（一部）、11番（一部）、12番（一部）、14番（一部）、15番（一部）、16番から22番まで、将軍野東三丁目1番（一部）、2番（一部）および3番（一部）とする。

4 主たる事務所

この会の事務所は、二葉会館（秋田市将軍野東二丁目11番17号）に置く。

5 代表者の氏名および住所

小 熊 正 英

秋田市将軍野東三丁目 3 番 6 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和 8 年 8 月 28 日

秋田市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月31日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の住所および氏名
秋田市山王臨海町1番1号
株式会社秋田魁新報社
代表取締役社長 佐 川 博 之
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券販売に係る収入金
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年8月25日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年8月25日
- 5 委託期間
令和8年9月11日から同年10月16日まで

秋田市教委告示第10号

令和8年8月25日午後3時30分秋田市役所5階5－A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和8年8月19日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市農委告示第10号

令和8年8月19日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和8年8月7日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

秋田市上下水道局告示第8号

次の水道料金および下水道使用料過誤納金充当通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項の規定によりその例によることとされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該水道料金および下水道使用料過誤納金充当通知書は、上下水道局お客様センターに保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年8月3日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
住所（省略）
氏名（省略）
- 2 送達する書類
水道料金および下水道使用料過誤納金充当通知書

秋田市上下水道局告示第9号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和8年8月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社TMJ 松橋設備工業	松 橋 順	秋田市飯島字穀丁 大谷地1番地29	令和8年8月10日

秋田市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和8年8月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社TMJ 松橋設備工業	松 橋 順	秋田市飯島字穀丁 大谷地1番地29	令和8年8月10日

秋田市公告

令和 8 年 7 月 19 日に執行した秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第 5 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 4 日

秋田市長 沼 谷 純

1 宅地の所有権者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
鈴 木 幸 彦	秋田市手形字西谷地152番地 3
伊 藤 玲 子	秋田市手形字山崎163番地 3
日 景 俊 克	秋田市手形字十七流124番地 3
高 木 研 一	秋田市手形字山崎32番地 1
鈴 木 光	秋田市手形字中谷地65番地 2
佐良土 豊	秋田市柳田字境田110番地

2 宅地の借地権者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
杉 田 勇 雄	秋田市手形字山崎179番地 1

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、令和8年8月20日付け秋田市告示第263号で秋田都市計画市街地再開発事業の変更を告示したことから、同法第57条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月20日

秋田市長 沼 谷 純

1 市街地開発事業の種類および名称

種類 市街地再開発事業

名称 秋田駅前地区第一種市街地再開発事業

2 土地の有償譲渡に係る届出の相手方の氏名および住所

氏名 秋田市長 沼 谷 純

住所 秋田市山王一丁目1番1号

3 届出をすべき土地の所在

秋田市中通二丁目13番から17番まで、18番1、18番2、19番、20番1、20番2、20番3、21番、22番および207番の一部

秋田市公告

令和 8 年 8 月 19 日付けで認可地縁団体である上通平成会から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 260 条の 46 第 1 項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

1 認可地縁団体

(1) 名称

上通平成会

(2) 区域

秋田市外旭川八柳二丁目 3 番 5 号、3 番 17 号、3 番 62 号、3 番 66 号、4 番 27 号（アパートを除く。）、4 番 33 号、4 番 36 号、5 番 50 号、14 番 16 号、14 番 32 号、14 番 35 号、外旭川字松崎 78 番地、85 番地 1、94 番地、99 番地、100 番地、121 番地、外旭川字四百刈 13 番地、39 番地および外旭川八幡田一丁目 11 番 32 号

(3) 主たる事務所

秋田市外旭川八柳二丁目 14 番 32 号

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

種 類	面 積	所 在 地
雑種地	295㎡	秋田市外旭川八柳三丁目 501 番 1

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

ア 氏名

別紙（省略）のとおり

イ 住所

別紙（省略）のとおり

3 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人
又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和8年8月21日から同年11月21日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第22条の3第2項の
規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出
することによる。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和8年3月23日付け秋田市指令第2519号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和8年8月21日

秋田市長 沼 谷 純

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市保戸野すわ町6番16号

厚生ビル管理株式会社

代表取締役 大 島 政 人

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市外旭川字堂ノ前5番1、6番1および7番1

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年8月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年8月27日

秋田市長 沼 谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 イオンモール秋田

所在地 秋田市御所野地藏田一丁目1番地1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所
ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(3) 変更年月日

令和8年8月16日

(4) 変更理由

テナント入替えのため

2 届出年月日

令和8年8月16日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和８年８月27日から同年12月28日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前８時30分から午後５時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由